

2026 年 6 月 30 日

公立大学法人神戸市看護大学教員の懲戒処分について

神戸市看護大学の教員による不祥事につきまして、処分を行いましたので、ご報告いたします。このたびの不祥事により、学生、保護者をはじめ市民の皆様からの信頼を損なうこととなりましたことを深くお詫びいたします。

綱紀肅正及び服務規律の徹底を図るとともに、不祥事の根絶に向け全力を挙げて取り組んでまいります。

処分案件(窃盗)

1. 被処分者 神戸市看護大学 教員

2. 処分内容 諭旨解雇

3. 処分年月日 2026 年 5 月 28 日

4. 処分理由

被処分者は、2025 年度の業務時間中、学外施設において 3 名の学生の所持金計 11,000 円を窃取した。

このような行為は、重大な非違行為であることから、本学で定める懲戒処分の指針に基づき、上記処分を行った。

なお、被処分者は、被害者へ示談等により弁償した。

この案件は、関係者のプライバシーに配慮するため処分日での公表は控えたものである。